

# 空き家・空き地の管理お任せください

当センターでは、鳥栖市と連携した事業として、空き家等の適正管理に関する協定を締結いたしました。この協定は、鳥栖市と当センターが相互に連携・協力することにより、空き家等の適正な管理を推進し、安全に安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的としています。

## 空き家管理の作業内容

### 目 視で問題ないかチェック!!

家の外側から家屋・敷地内に問題ないか確認します。

- 《家屋》外壁・外窓・屋根・雨樋の破損等
- 《敷地》雑草・植栽・不法投棄など庭の状態
- 《その他》屋外水栓の通水確認・郵便受け内の確認



### 報 告書（写真付き）を作成!!

家屋等の確認後、報告書を作成し、郵便（その際、請求書を同封）またはメールでお送りします。

※緊急時（台風通過後等）家の外側から目視点検を実施します。  
但し、緊急時の見回りのみ金額は、1回につき、2,110円

ここまで  
1回/1,640円  
(税込)にて実施いたします

### 提 案!! オプションから管理方法を追加

対応可能な仕事はご依頼後お見積りをし、お客様の了承のうえ作業を行います。

- 《対応可能な仕事の例》除草・植木剪定・軽易な大工仕事
- ※無料でお見積りいたします。



## まずはお気軽にご相談ください

TEL 0942-84-3147

FAX 0942-84-2195

E-Mail [tosu@sjc.ne.jp](mailto:tosu@sjc.ne.jp)

公益社団法人

鳥栖市シルバー人材センター

〒841-0052

鳥栖市宿町1152番地2

## ご利用にあたっての注意事項

### ◎依頼方法

1. 申し込みは、お電話等で直接センターにご連絡ください。
2. センターの担当者が仕事の内容や条件について説明の上、お名前・ご住所等をお伺いします。
3. 担当会員が見回り作業を行います。
4. 請求書と一緒に、点検結果、写真を郵送またはメールで報告します。

### ◎業務内容

#### ○空き家（敷地を含む）の確認

1. 屋外からの目視確認  
【建物の外観、屋根、外窓、戸締り、雨樋などの状態に異常がないか目視点検します。】
2. 敷地外周の確認  
【塀、門扉、フェンス、不法投棄、隣家境界樹木・雑草の状況を確認します。】
3. 雑草の繁茂状況確認  
【除草の必要があるか、庭の状況を確認します。】
4. 樹木の状況確認  
【樹木剪定の必要があるか、庭の状況を確認します。】
5. 不法投棄の確認  
【不法投棄がないか、敷地内の確認をします。】
6. 郵便受けの確認  
【郵便受けに郵便物・チラシ等あるか確認します。(郵便物の転送または廃棄)】
7. 報告書を作成  
【写真付き報告書を作成し、郵送またはメールで報告します。】

#### ○空き地の確認

1. 敷地の外周の確認  
【塀、門扉、フェンス等の状況を確認します】
2. 雑草の繁茂状況確認  
【除草の必要があるか、土地の状況を確認します。】
3. 樹木の状況確認  
【樹木剪定・伐採の必要があるか、土地の状況を確認します。】
4. 不法投棄の確認  
【不法投棄がないか、土地の確認をします。】
5. 報告書を作成  
【写真付き報告書を作成し、郵送またはメールで報告します。】

◎ シルバー人材センターは、高齢者にふさわしい仕事を請負又は委任という形で引き受け、会員の希望や能力に配慮し、臨時的かつ短期的に就業するシステムを基本としております。

シルバー人材センターとお客様（発注者）の間では、請負又は委託契約等を結びますが、お客様と会員の間には雇用関係などは成立しないことが特徴です。

◎ 代金の請求・受領に関する一切の事務はシルバー人材センター事務局が行います。就業会員が直接代金をいただくことはありません。業務内容に応じて請求書をお送りしますので、お近くの金融機関で振り込みください。なお、お支払いに要する振込手数料は、お客様のご負担でお願いいたします。

ゆうちょ銀行の口座がご利用可能な方は、口座引落しができます。その場合は、手数料は当センターの負担とさせていただきます。

◎ 会員は契約外の仕事に就業することはできません。そのため、仕事の変更・追加等をご希望の場合は、すべてシルバー人材センター事務局にご連絡ください。

#### ※個人情報の取り扱いについて

シルバー人材センター事業実施にあたり、発注者の皆様の氏名・住所等の個人情報を利用させていただきますが、当センターでは個人情報は個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものとの認識に立って、個人情報の保護に関する法律及びその他法令を遵守いたします。

なお、個人情報の詳細な取扱いについては、公益社団法人鳥栖市シルバー人材センター個人情報保護に関する規程、その他関係する規程等によることとします。

※受注No.

上記は記入不要です

## 空き家等適正管理業務 申込書

該当箇所に記入または○をつけてください。  定期点検  緊急点検

依頼年月日	平成 年 月 日												
お名前													
依頼人住所	〒												
電話番号													
FAX番号													
携帯電話													
メールアドレス													
今後の連絡はどちらがよろしいでしょうか？(複数に○つけ可) 電話・携帯電話・FAX・E-Mail・その他( )													
ご希望の内容に○をつけて下さい	1. 空き家(敷地を含む)の確認      2. 空き地の確認												
対象物件の所在地	〒841- <b>鳥栖市</b>												
対象物件の通電・通水の有無	通電(有・無)	通水(有・無)											
ご希望内容	①目視点検 1. 2. のどちらか○で囲む	1. 毎月点検(12回/年) 2. 特定月点検(ご希望の月に○で囲む)											
	②その他 (他のご希望等)	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td> </tr> <tr> <td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> </table>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
4月	5月	6月	7月	8月	9月								
10月	11月	12月	1月	2月	3月								
郵便受け確認	郵便物やチラシの整理転送(する・しない)転送の場合実費												
その他連絡欄(気になること、伝えておきたいことなど)													

- 点検作業の時間指定はできません。
- オプションでの剪定及び除草等の繁忙期は、2ヶ月ほどお待ちいただく場合もあります。
- 緊急(地震・台風・豪雨・近隣火災等)見回りのみの金額は、1回につき2,110円です。  
\*定期(特定月)点検をご契約されている方の金額は、1回につき1,640円です。  
\*但し、地区・現場の状況等で見回りができない場合等はお引受けできませんのでご了承ください。
- 報告書の送付は請求書と一緒に、郵送またはメールで報告します。  
\*お支払いに要する振込手数料は、お客様のご負担でお願いいたします。  
\*但し、ゆうちょ銀行の口座引落しの場合、手数料は当センターの負担とさせていただきます。